

令和7年度伊勢地域感染症対策会議 事項書

日時：令和7年9月29日（月）

19時30分～21時

場所：県伊勢庁舎 401会議室

1 あいさつ

2 議事

（1）伊勢保健所管内における感染症発生状況について〔資料1〕

伊勢保健所 健康増進課 宇仁田技師

（2）伊勢保健所健康危機対処計画（感染症編）の改定について〔資料2〕

伊勢保健所 健康増進課 伊藤技師

（3）三重県新型インフルエンザ等対策行動計画について〔資料3〕

三重県感染症対策課 感染症対策企画班 笹岡係長

（4）市町新型インフルエンザ等対策行動計画について〔資料4〕

①志摩市

②度会郡4町

③伊勢市

④鳥羽市

（5）その他

令和7年度伊勢地域感染症対策会議 参加者名簿

令和7年9月29日開催

所属機関名	所属部署名	役職	氏名
伊勢地区医師会		感染症担当理事	花田 基
志摩医師会		公衆衛生担当理事	西岡 洋右
伊勢地区歯科医師会		会長	右京 博巳
		専務理事	富田 薫
		常務理事	田所 晋
鳥羽志摩歯科医師会		会長	山本 修
伊勢薬剤師会		会長	村瀬 広和
鳥羽志摩薬剤師会		会長	加藤 亮太
伊勢赤十字病院	感染管理室	看護係長	村田 舞
市立伊勢総合病院	医療安全管理室	主幹	嶋垣 耕世
伊勢ひかり病院	看護部	看護部長	中山 伊都
	検査科	主任	木野下 有希子
伊勢田中病院		院長	田中 民弥
県立志摩病院	感染対策室	主任	岡村 奈緒
志摩市民病院		総看護師長	山下 幸世
町立玉城病院	薬剤部	技師長	丸田 浩史
	看護課	主任	山本 明美
町立南伊勢病院		医療技術長	濱村 憲治
		事務長	栗原 茂樹
伊勢市消防本部	消防課	主幹	姫子松 洋介
鳥羽市消防本部	鳥羽市消防署	救助係長	小林 大樹
	消防総務室	消防係長	鹿島田 真弘
志摩市消防本部	志摩消防署救急係	主幹	奥村 憲也
紀勢地区広域消防組合 消防本部	奥伊勢消防署	消防署長	種戸 秀行
		副署長	小野 元彦
伊勢市	健康福祉部健康課	副参事(兼)地域医療係長	北村 幸治
		主査	川合 利幸
鳥羽市	健康福祉課	副参事	田畑 詩麻
		課長補佐	南 朱美
志摩市	健康推進課	課長	河原 孝史
		課長補佐	岡島 志穂
玉城町	保健福祉課 こども・子育て室	室長	山口 成人
		保健師	山田 理加
度会町	保健こども課	課長	福谷 千鶴
		保健衛生係長	大久保 芳成実
大紀町	健康福祉課	課長	藤原 桂
		課長補佐	秀崎 太香子
南伊勢町	子育て・福祉課	健康増進係長	宮本 承典
		主査	尾崎 実希
感染症対策課	感染症対策企画班	班長	笹岡 優

事務局

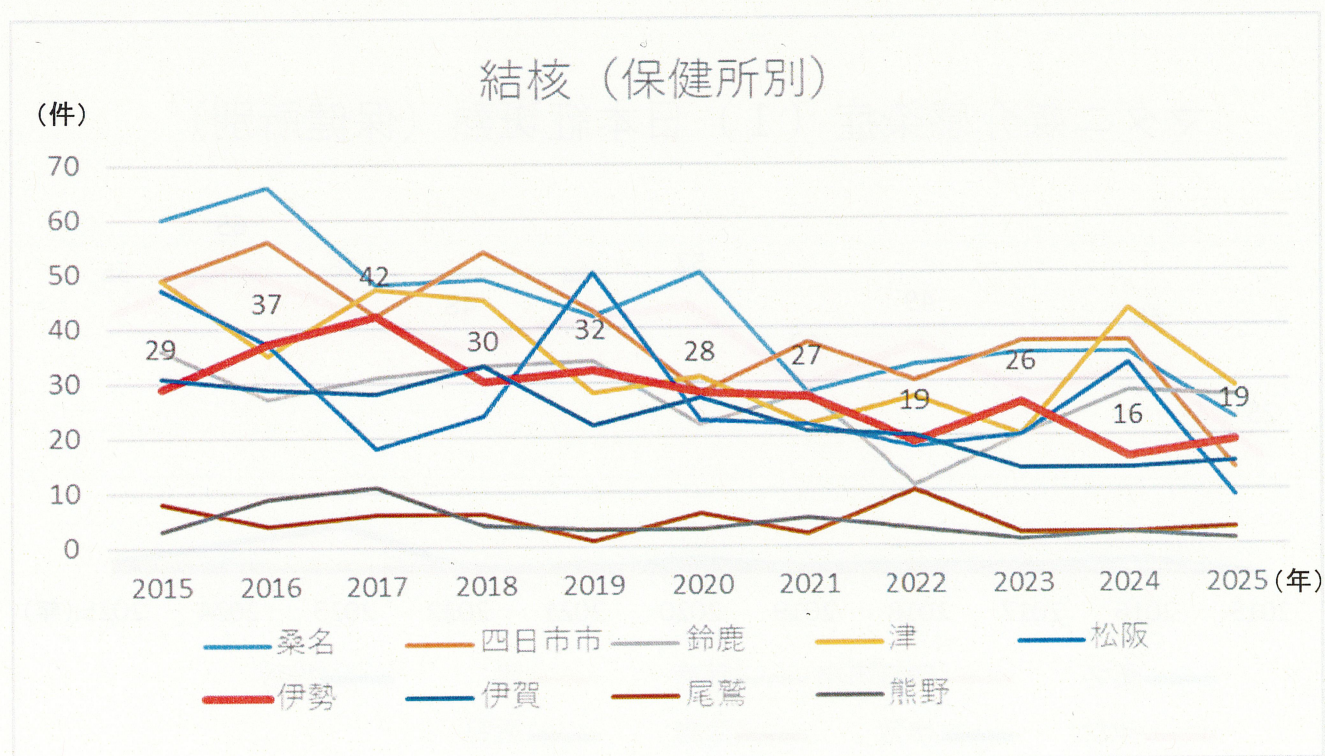
伊勢保健所	保健衛生室 健康増進課	所長	土屋 英俊
		副所長兼保健衛生室長	中野 雅人
		課長	前田 ゆかり
		主査	成瀬 徳彦
		技師	宇仁田 環
		技師	伊藤 友香
		技師	内田 彩希
		新興感染症対策業務支援員	山村 智恵

伊勢保健所管内の感染症発生状況について

全数報告: 令和7年9月25日感染症情報センターHP掲載内容
 定点報告: 令和7年9月21日(第38週まで)

- 1 結核(2類感染症)
- 2 腸管出血性大腸菌感染症(3類感染症)
- 3 マダニ媒介感染症(4類感染症)
 - (1) 日本紅斑熱
 - (2) 重症熱性血小板減少症候群(SFTS)
- 4 レジオネラ症(4類感染症)
- 5 百日咳(5類感染症)
- 6 定点報告疾患(インフルエンザ、新型コロナウイルス、伝染性紅斑)
- 7 社会福祉施設等感染症集団発生

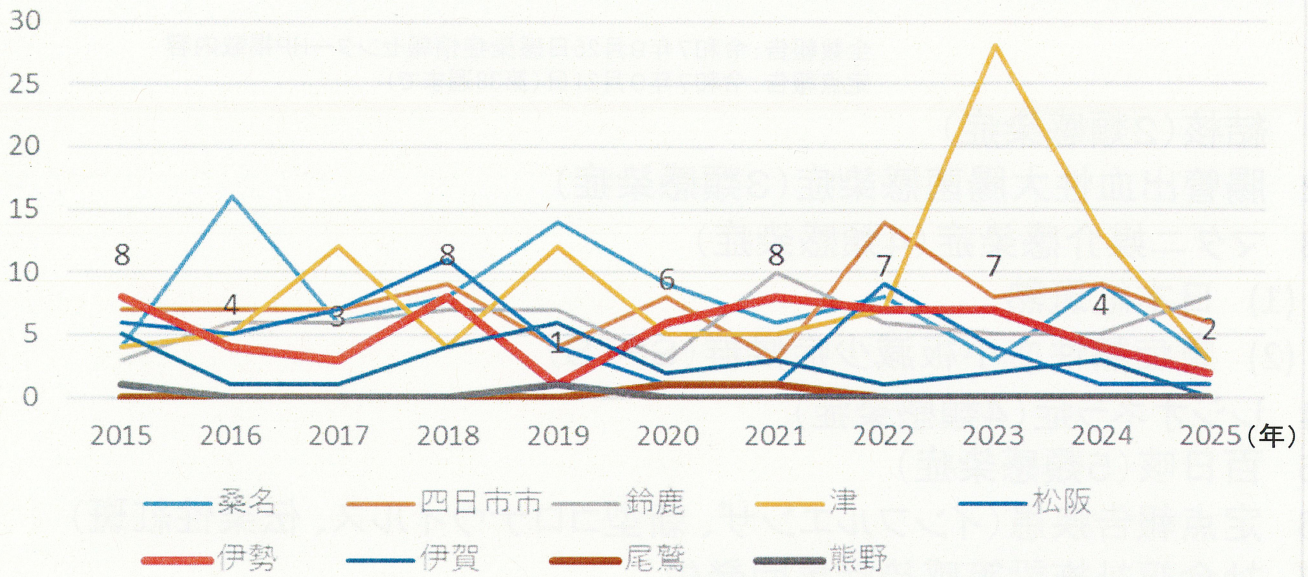
1



2

腸管出血性大腸菌感染症（保健所別）

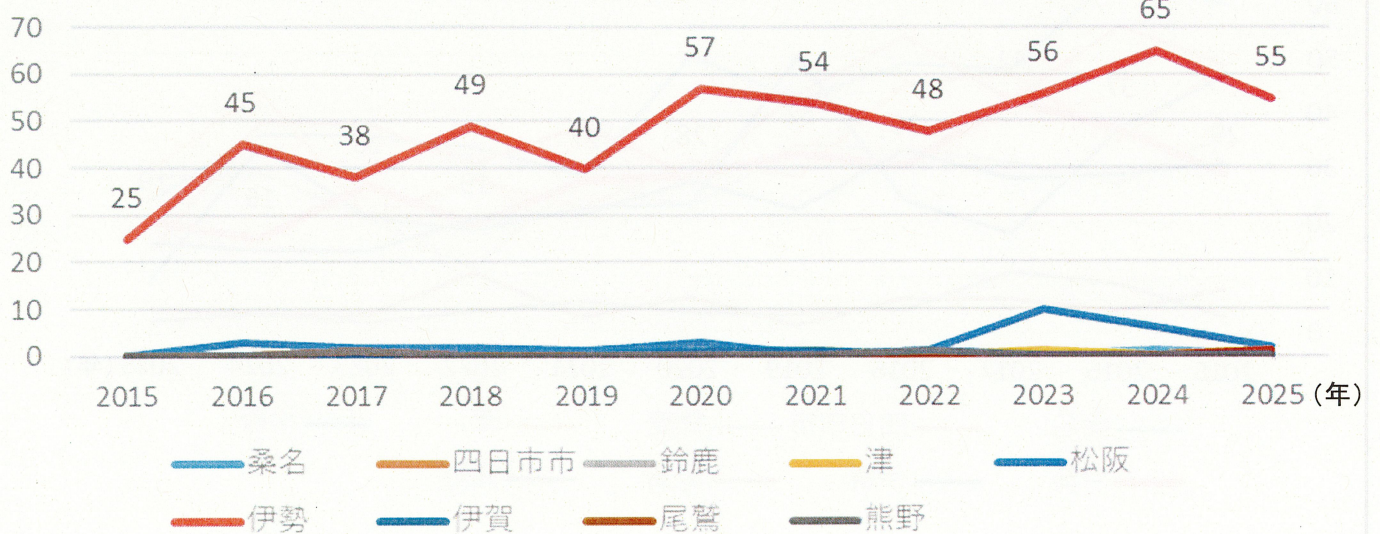
(件)



3

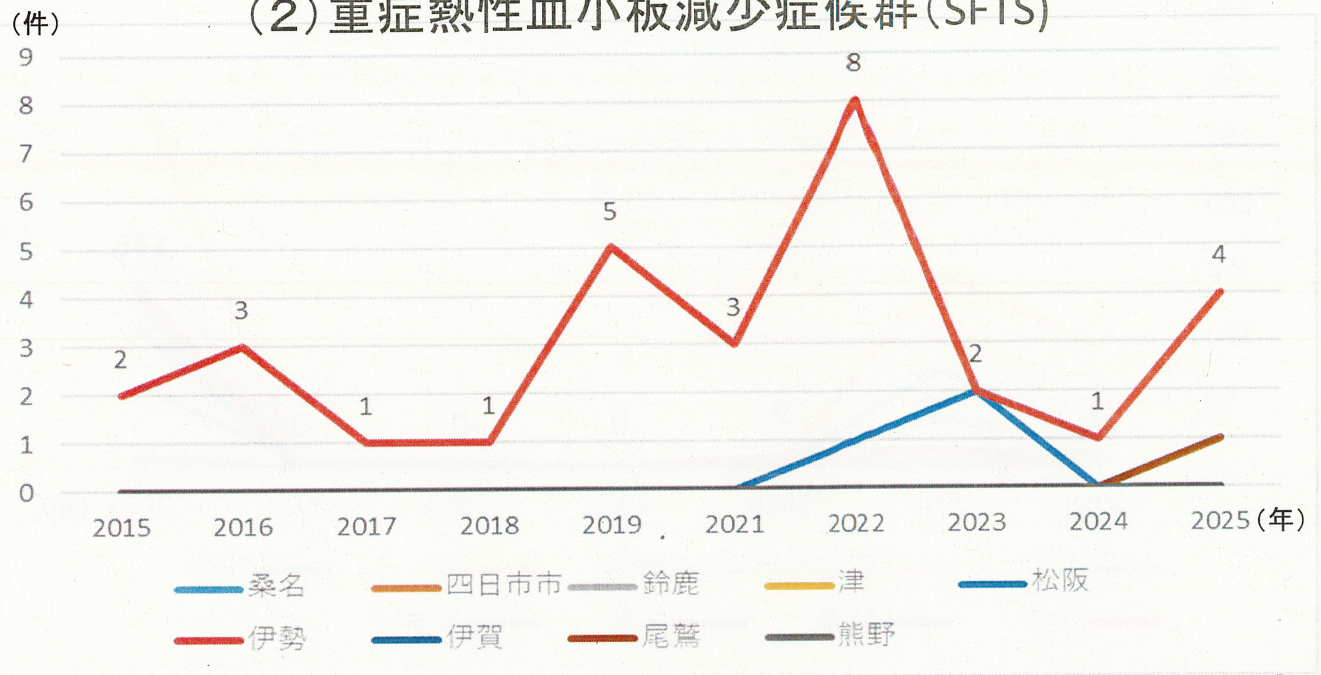
マダニ媒介感染症（1）日本紅斑熱（保健所別）

(件)

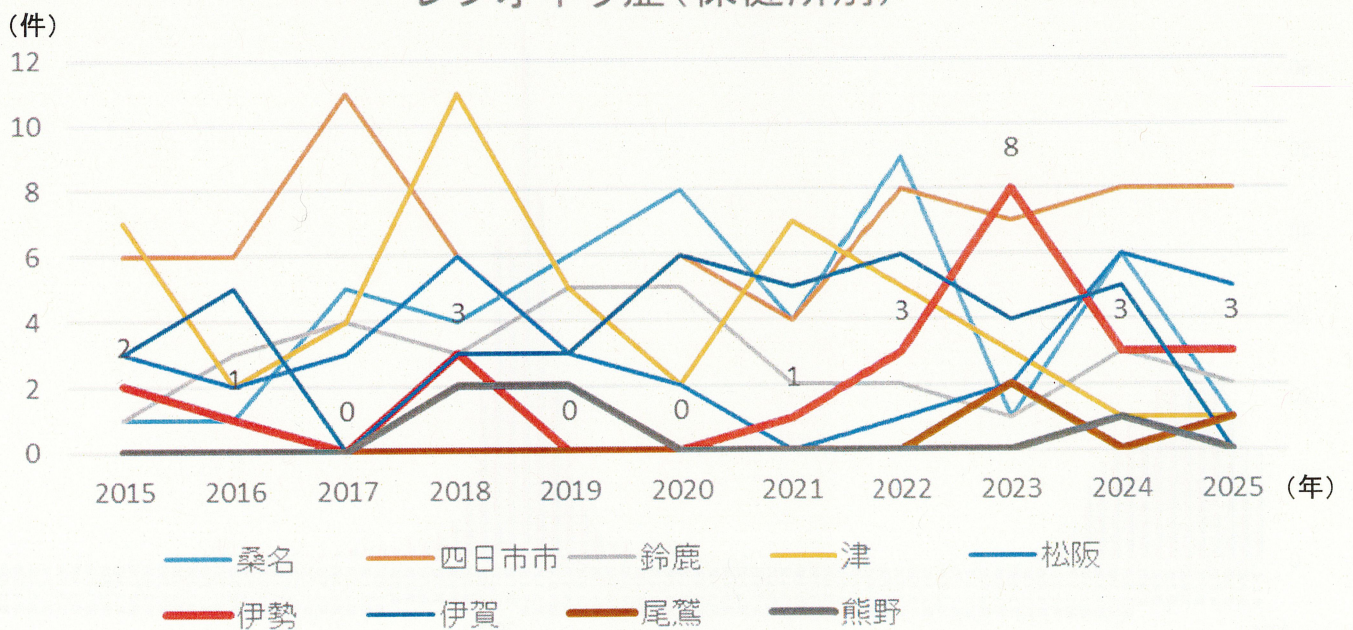


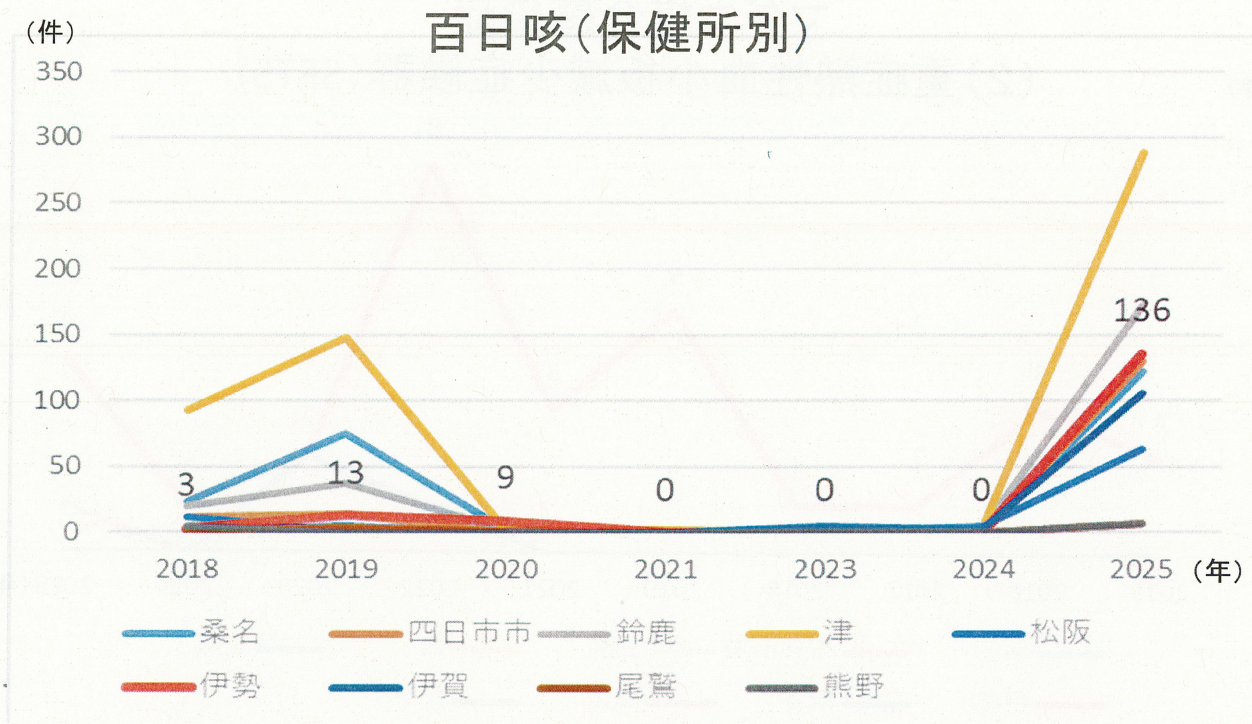
4

マダニ媒介感染症 (2) 重症熱性血小板減少症候群(SFTS)



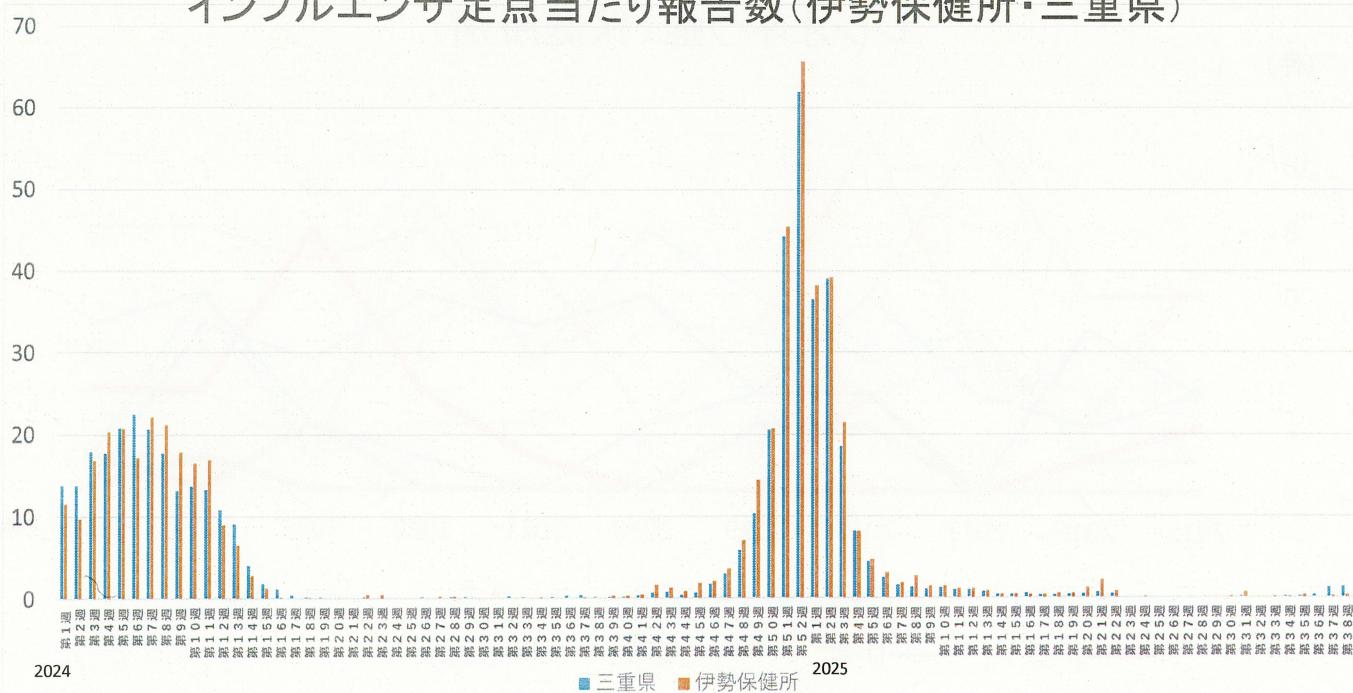
レジオネラ症(保健所別)



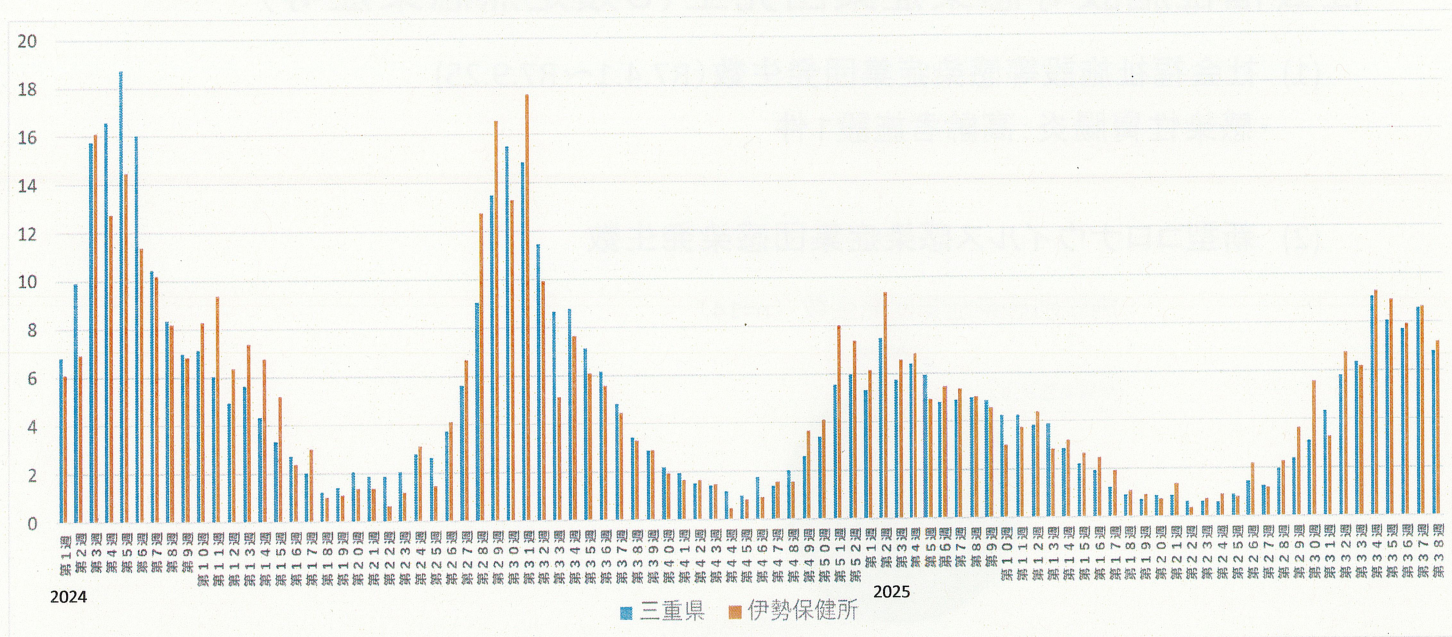


7

インフルエンザ定点当たり報告数(伊勢保健所・三重県)

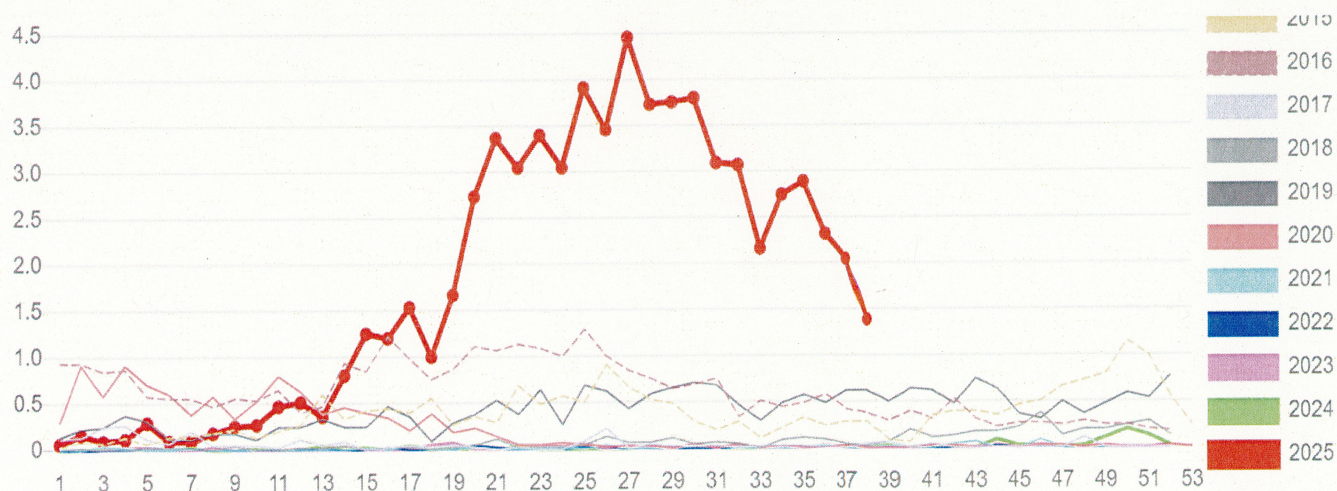


新型コロナウイルス感染症定点あたり報告数(伊勢保健所・三重県)



9

三重県の伝染性紅斑定点あたり報告数



三重県の伝染性紅斑定点あたり患者届出数 (2025年38週現在)

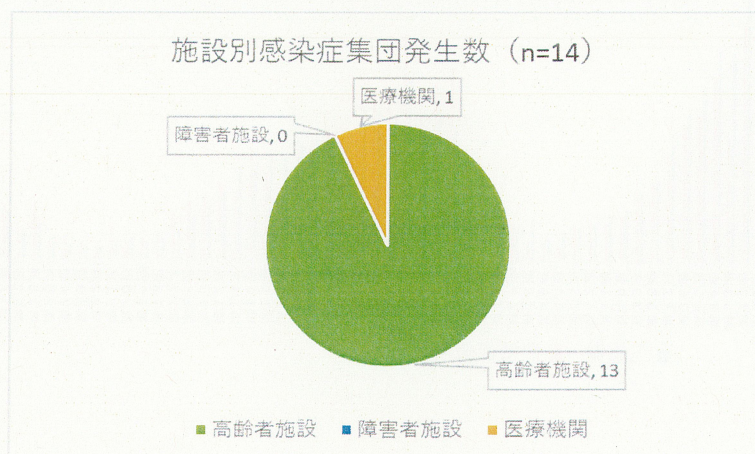
引用: 三重県感染症情報センター 疾患別情報

社会福祉施設等感染症集団発生(5類定点感染症等)

(1) 社会福祉施設等感染症集団発生数(R7.4.1~R7.9.25)

・感染性胃腸炎:高齢者施設1件

(2) 新型コロナウイルス感染症集団感染発生数



資料2

伊勢保健所 健康危機対処計画（感染症編）

伊勢保健所 健康増進課

計画作成の経緯

【保健所の役割】

- ・地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点
新型コロナウイルス感染症対応においても、地域における感染症対策の中核的機関として対応を行ってきた。

【新型コロナウイルス感染症対応から見えた課題】

- ・感染者の増加に伴う保健所業務のひっ迫 等
要因：パンデミックを引き起こす感染症へ対応するための備えが不十分。

計画作成の経緯

○次なる新興感染症への備え

- ・令和4年12月 感染症法改正
感染症法に規定する予防計画において新たに保健所体制の確保について項目設置
 - ・令和5年3月 「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」改正
 - ・現場において平時から健康危機に備えた準備を計画的に進める
 - ・予防計画の実行性を担保するため、「健康危機対処計画」を策定する
- この2点が定められた
- ・保健所におけるパンデミックを引き起こし得る感染症への対応方針
→「伊勢保健所健康危機対処計画（感染症編）」
「三重県感染症予防計画」との整合性を図ったうえで、管内の特性を勘案

改訂について

- ・厚生労働大臣が地域保健法の規定に基づき示す「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」や感染症法の規定に基づき示す「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」が変更された場合
- ・「三重県感染症予防計画」の変更が行われた場合

上記の場合に見直しを行う。

- ・人事異動や医療機関の開設状況、本計画に基づく訓練の実施状況等を踏まえ、概ね年に1回程度の見直しを行う。

→必要に応じて速やかに改定。

改訂について

○医療措置協定、その他の新興感染症に係る協定の締結状況を踏まえ、表にまとめて追記。

医療措置協定: 病院、診療所、薬局、訪問事業所

その他の協定: 移送、市町(自宅療養者の生活支援の実施に係る個人情報の提供の覚書)

※医療措置協定及び検査等措置協定:

令和4年12月の感染症法の改正において、新たに規定された制度。

新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症(新興感染症)への対応を強化するため、平時に都道府県と医療機関等がその機能・役割に応じた新興感染症対応にかかる協定を締結する仕組み





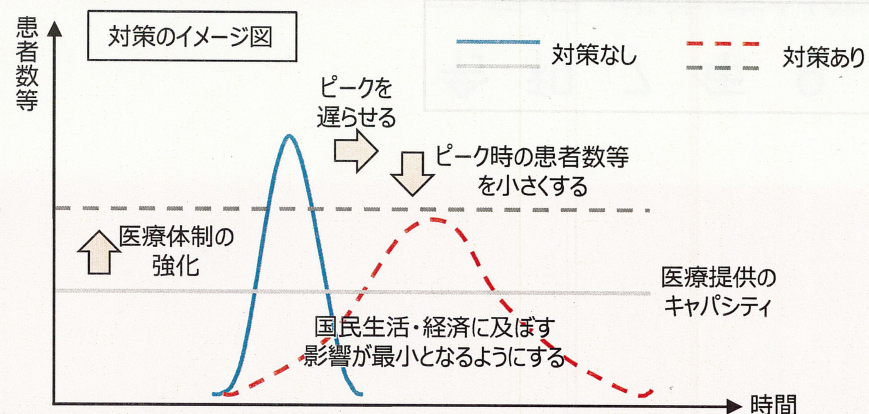
三重県新型インフルエンザ等対策行動計画について

令和 7 年 9 月
三重県 感染症対策課

新型インフルエンザ等対策政府行動計画について

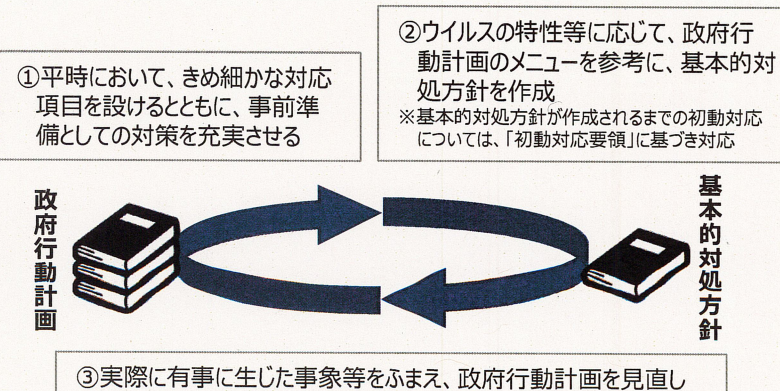
新型インフルエンザ等対策政府行動計画の概要

- 【目的】：①感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命および健康を保護する。
②国民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
- 【内容】：平時の準備や感染症発生時の**発生段階ごとの対策の内容を具体的に示すもの**。



新型インフルエンザ等対策政府行動計画の位置付け

- 政府行動計画は、想定される有事において適切な対応を行うための**さまざまな対策の選択肢（メニュー）をまとめた計画として位置付けられる**。
- 有事においては、政府行動計画のさまざまな対策の選択肢（メニュー）を参考に、**当該感染症の特性や科学的知見に応じた「基本的対処方針」を速やかに作成**して対応する。
- 当該感染症の対応後は、実際に有事に生じた事象や基本的対処方針に基づき講じた対策を十分に振り返ったうえで、次の感染症危機に備え、政府行動計画を見直す。



改定の経緯

- 平成21（2009）年 新型インフルエンザ（H1N1）の対応を経験
- 平成24（2012）年 新型インフルエンザ等対策特別措置法 施行
- 平成25（2013）年 同法に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を策定（平成29（2017）年 一部修正）
- 令和2（2020）年～ 新型コロナウイルス感染症の流行
- 令和6（2024）年 新型コロナ対応の経験をふまえ、**初めて政府行動計画を抜本的に改定（令和6年7月2日 閣議決定）**

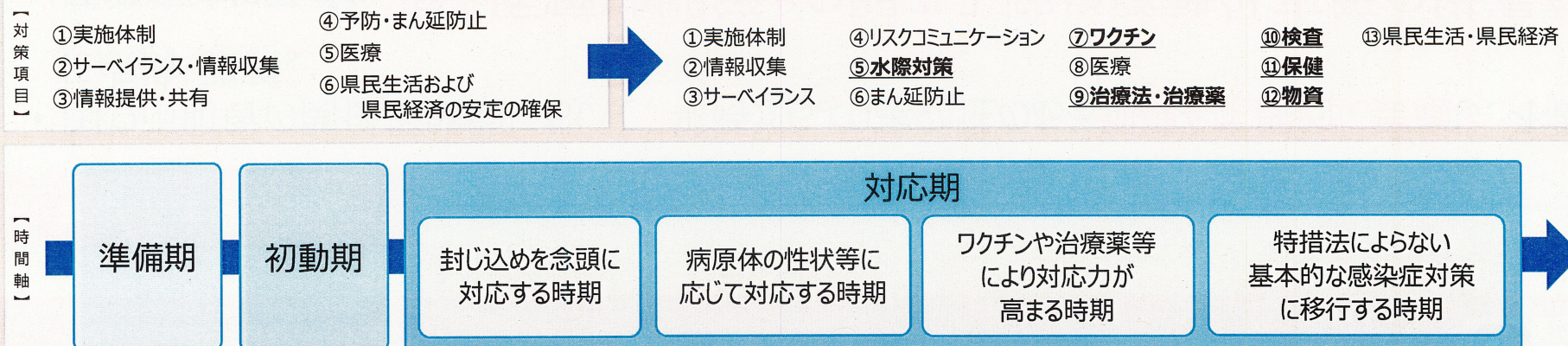
計画改定の背景・目的

- 新型コロナウイルス感染症対応では、**検査、医療提供・ワクチン接種体制が発生初期に確立されていなかった**こと、ウイルスの変異等により**複数回にわたって発生した「波」のために県民の行動や経済活動が繰り返し制限された**ことなどの課題が生じた。
- 国は、新型コロナウイルス感染症対応の経験をふまえ、次の新興感染症危機でよりの確な対策の切り替えを行うことをめざし、**初めて政府行動計画を抜本的に改正**（令和6年7月2日閣議決定）。
- 本県においても、新型コロナ対応の経験や県感染症予防計画に記載した医療提供体制の確保に関する内容もふまえた上で、新たな政府行動計画に沿って、**令和7年3月に県行動計画を全面的に改定**。

計画改定のポイント

① 時間軸の区分け・対策項目の充実

- **対策項目を6項目⇒13項目に拡充。**
- **時間軸を3期（準備期、初動期、対応期）の発生段階に分けて記載。**



② 平時の準備の充実

- 国や市町等の関係機関間において、平時からより実効性のある訓練を定期的に実施し、不断に点検・改善。
- 感染症法に基づき、県と医療機関等との間で入院や発熱外来等の措置を内容とする医療措置協定等を締結し、有事に備えた医療提供体制を整備。
- 備蓄する个人防护具の品目や備蓄水準を具体的に定めるとともに、医療機関に対し、備蓄に努めるよう要請。また、医療機関での備蓄が十分でない場合に備えて、県においても初動１か月分に相当する个人防护具を備蓄。

③ 有事のシナリオの考え方 + ④ 感染拡大防止と社会経済活動の両立

- 新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理。
- 対応期を治療薬等の開発状況や医療の対応力の向上に応じて４段階に分け、検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、社会経済の状況等に応じて、感染拡大と社会経済活動のバランスをふまえ、柔軟かつ機動的に対策を切り替え。

三重県新型インフルエンザ等対策行動計画の概要＜各分野の取組＞（１）



対策項目	準備期	初動期	対応期
① 実施体制	・ 研修や訓練を通じた課題の発見・改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化 ・ 関係機関の役割を整理するとともに、指揮命令系統等の構築、それぞれの役割を実現するための人材の育成や人員の調整、有事において縮小可能な平常業務の整理等を実施	・ 海外等で新型インフルエンザ等が発生し、本県への影響が差し迫っている場合に、感染症の専門家等との協議を緊急的に実施 ・ 政府対策本部の設置後、三重県新型インフルエンザ等対策本部等の有事の体制を立ち上げ、準備期における検討等をもとに、初動期における各対策を迅速に実施	・ 特措法によらない感染症対策に移行するまでの期間における対応が中長期にわたることも想定し、持続可能な実施体制を整備 ・ 感染症危機の状況ならびに県民生活および県民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直し
② 情報収集・分析	・ 県内外の情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制を整備するとともに、DXを推進 ・ 有事に収集・分析を強化する情報や把握手段の整理	・ 当該感染症のリスク評価体制を確立するとともに、感染症、医療の包括的なリスク評価や県民生活および県民経済の状況の収集を実施 ・ 得られた情報や対策を保健所設置自治体や県民等に迅速に提供・共有	・ 感染症対策の判断にあたっては、感染症医療に関する包括的なリスク評価に加え、県民生活および県民経済に関する情報を収集の上、考慮
③ サーベイランス	・ 国やJIHSを中心としたDXの推進にかかる取組状況を注視するとともに、必要に応じて協力 ・ 陽性率等も同時に把握できる急性呼吸器感染症サーベイランスをはじめ、平時からの感染症サーベイランスを実施	・ 平時からの感染症サーベイランスを継続するとともに、有事の感染症サーベイランスや疑似症サーベイランスを開始 ・ リスク評価に基づき、感染症サーベイランス体制の強化等の必要性を評価	・ 有事の感染症サーベイランス体制を整備し、発生状況や感染症の特徴等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施 ・ 新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、感染症サーベイランスの実施方法の必要な見直しを行い、適切な実施体制の検討や見直し
④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	・ 感染症対策について県民等が適切に判断・行動できるよう、平時から感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスコミのありかたの整理・体制整備を実施	・ 感染拡大に備えて、可能な限り双方向のコミュニケーションを行うとともに、科学的根拠等に基づく正確な情報を県民等に的確に提供・共有	・ 双方向のコミュニケーション等を通じ、県民等の関心事項等をふまえつつ、対策に対する理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促進
⑤ 水際対策	・ 有事に備えた訓練の実施を通じて、平時から検疫所や医療機関との連携を強化	・ 県内の医療機関への影響を最小限に抑えるため、検疫所や医療機関と連携し、必要な防疫措置等の実施や入院調整等に協力	・ 初動期に引き続いて、状況の変化もふまえつつ、検疫所や医療機関と連携して必要な対応を実施
⑥ まん延防止	・ 有事に備え、まん延防止対策の実施時に参考とすべき指標等の検討を行うとともに、有事の協力や影響の緩和のため、県民・事業者等の理解を促進	・ 感染症法・特措法に基づくまん延防止対策の実施に向けた準備を実施	・ まん延防止対策を実施することで、医療のひっ迫を回避し、県民の生命および健康を保護 ・ 感染拡大防止と県民生活および社会経済活動のバランスをとるため、病原体の性状や、ワクチン・治療薬の普及等の状況変化により、まん延防止対策の強度を柔軟に切替え ・ 新型インフルエンザ等の性状等に応じてアラートとして呼びかけるなど、広く周知するとともに、感染拡大防止への協力を呼びかけ

三重県新型コロナウイルス等対策行動計画の概要〈各分野の取組〉（２）

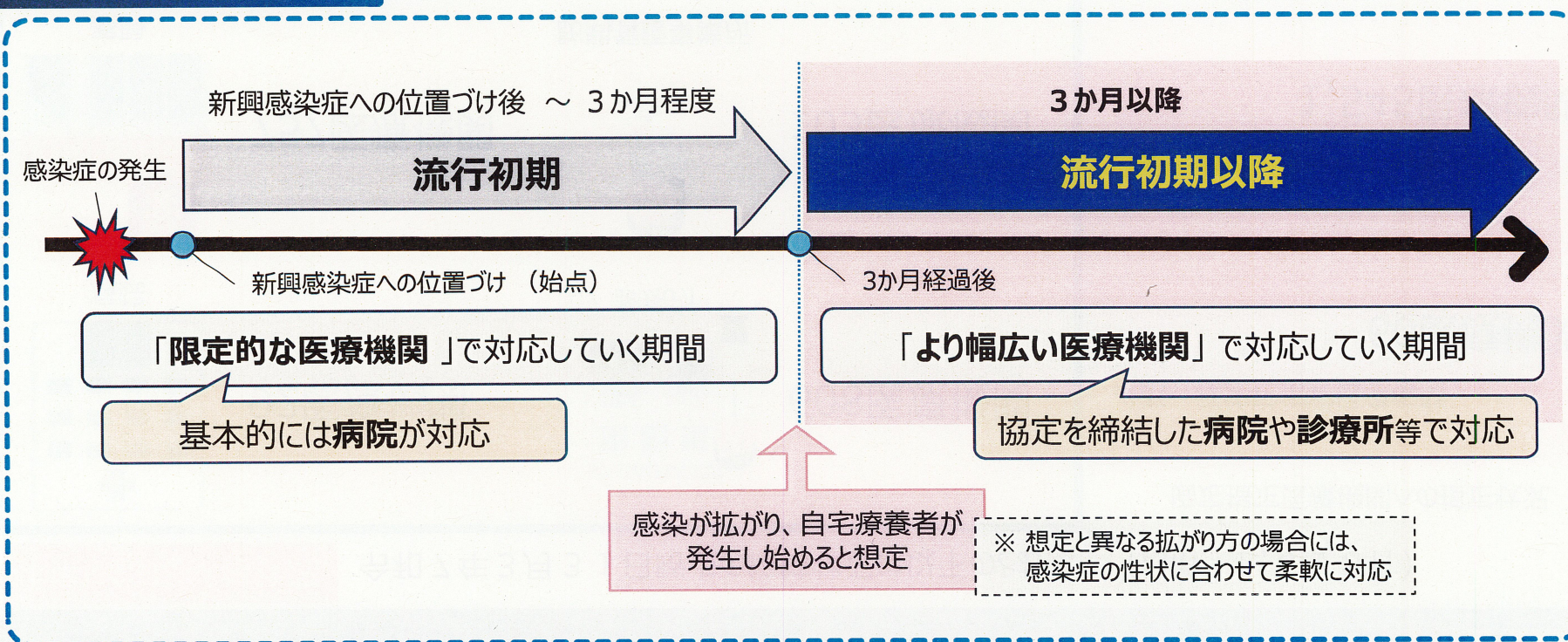


対策項目	準備期	初動期	対応期
⑦ ワクチン	新型コロナウイルス等が発生した場合に円滑な接種を実現するため、国や市町のほか、医療機関や事業者等とワクチンの円滑な流通を可能とする体制を整備するとともに、接種体制を構築	速やかな予防接種につながるよう、準備期から計画した接種体制等を活用し、必要量のワクチンを確保の上、接種会場や携わる医療従事者の確保等、接種体制を構築	- あらかじめ計画した供給体制および接種体制に基づき、予防接種を実施 - 予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、ワクチン接種や予防接種後の副反応を疑う症状等に関する県民からの相談に対応できるよう、コールセンターを設置
⑧ 医療	県と医療機関等との間で、入院や発熱外来等を内容とする医療措置協定等を締結し、平時から医療提供体制を整備 - 医療機関等と協力して研修や訓練を実施し、医療人材や感染症専門人材を育成	- 国やJIHSから提供された新型コロナウイルス等の発生状況や診断・治療に関する情報等を関係機関・関係団体に迅速に提供・共有 - 患者による相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備 流行初期から対応を行う協定締結医療機関に対して、必要な医療を提供するよう要請するとともに、民間宿泊事業者に対して、宿泊施設の確保に係る協定に基づく宿泊施設の確保を要請	- 地域の感染状況等に応じて、初動期に対応した医療機関に加え、流行初期以降に対応する医療機関等に対して、必要な医療を提供するよう要請 - 事前の想定と大きく異なる場合や県感染症予防計画に基づく体制を上回るおそれがある場合には、柔軟かつ機動的に対応を実施
⑨ 治療薬・治療法	抗インフルエンザ薬について、県内の全患者の治療その他の医療対応に必要な量を目標として計画的かつ安定的に備蓄	- 国と連携し、医療機関等に対し、治療薬を適切に使用するよう要請 - 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握、放出に備えて卸売業者等と必要な確認を実施	- 初動期の対応に加え、治療薬の流通状況を調査し、適正流通について周知 - 市場に流通している抗インフルエンザウイルス薬の在庫が一定以下になった時点で、県の備蓄を放出
⑩ 検査	JIHSや地方衛生研究所等との連携強化や、県と医療機関や民間検査機関との間で、検査の実施に関する検査等措置協定を締結し、検査体制を整備	JIHSによる検査方法の確立をふまえ、地方衛生研究所等における患者等から採取した検体の確定検査の実施や、流行初期から対応する協定締結検査機関に対して確定検査の実施を要請	- 流行初期以降に対応する協定締結検査機関に対し、検査等措置協定に基づく検査の実施を要請 - 病原体の性状や流行状況等に基づき、検査の実施方針を決定するとともに、県民生活の維持を目的とした検査の利活用も考慮
⑪ 保健	人材の育成や確保、研修や訓練の実施等により、保健所および地方衛生研究所等の体制を整備	- 保健所および地方衛生研究所等における有事体制への移行準備状況の確認 - 患者や濃厚接触者への対応、検査体制の立ち上げに向けた準備を実施	- 保健所および地方衛生研究所等において、検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整、移送、健康観察等を実施 - その際、感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等をふまえ、地域の実情に応じて柔軟に対応
⑫ 物資	県による個人防護具の備蓄 医療措置協定等に基づく医療機関等における備蓄の促進	- 準備期に備蓄した感染症対策物資等の備蓄状況を確認するとともに、感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行うことにより、必要な感染症対策物資を確保 個人防護具が不足するおそれがある場合等は不足する地域や医療機関等に対し、必要な個人防護具の配布を実施	
⑬ 県民生活・県民経済	有事の情報共有体制等の整備や、業務継続計画策定等の事業継続に向けた準備の実施	県内での新型コロナウイルス等の発生に備え、事業者や県民等に対し、事業継続のための感染対策等、必要な対策の準備を要請	- 準備期における対応をもとに、県民生活や社会経済活動の安定を確保するための取組を実施 - 生じた影響を緩和するため、必要な支援および対策を実施

医療措置協定とは

医療措置協定とは、令和4年12月の**感染症法の改正において、新たに規定された制度**であり、新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症（新興感染症）への対応を強化するため、**平時に都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた新興感染症対応にかかる協定を締結する仕組み**です。

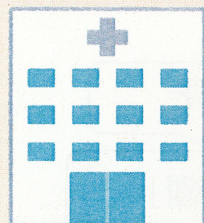
協定による対応の開始時期



医療措置協定等の締結状況について

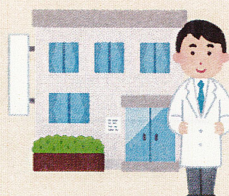
本県における締結状況

令和7年3月31日時点の締結状況は以下のとおり。(合計 1,618件)



病院

92医療機関



診療所

608医療機関



薬局

757医療機関



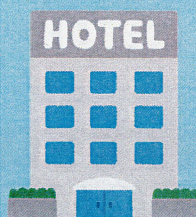
訪問看護事業所

103医療機関



民間検査機関

8 機関



宿泊施設

9 施設
(4社)



市町 (覚書)

28市町と締結

※保健所設置市である
四日市市を除く全市町



消防機関

全15機関と締結



移送事業者

2 事業者と締結



人材派遣

県看護協会と締結

協定指定医療機関への指定状況

※第一種協定指定医療機関

66医療機関

※第二種協定指定医療機関

1,545医療機関

伊勢市 新型インフルエンザ等対策行動計画(案)

令和8年●月